

【事例紹介】

安全保障貿易管理について

－留学生等の受入れを中心に－

Security Export Control:
Management at Accepting the International Students

経済産業省安全保障貿易管理課課長補佐 田守 光洋

TAMORI Mitsuhiro

(Security Export Control Administration Division, Ministry of Economy, Trade and Industry)

キーワード：安全保障貿易管理、経済産業省、アドバイザー派遣事業

はじめに

北朝鮮による累次のミサイル発射実験や繰り返されるテロ事件等、我が国及び世界の安全保障環境は厳しさを増しています。このため、武器や軍事転用可能な技術や貨物が平和や安全を脅かすおそれのある国家やテロ組織に渡ることのないよう、技術の提供や貨物の輸出を行う際には、我が国においては外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」という。）に基づき安全保障貿易管理（安全保障輸出管理、輸出管理ともいう。）を行わなければなりません。

特に、先端技術の指導を行い、また、研究活動の基盤である大学等においては国際化の進展に伴い、提供した技術（情報）や貨物（研究試料等）が軍事利用されることのないよう一層の注意を払って安全保障貿易管理に取り組まなければなりません。このため、経済産業省は文部科学省等との協力の下、大学等における管理の指針として「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第三版」（以下、「ガイダンス」という。）を平成29年10月に公表¹しました。このガイダンスにおいては、留学生等の受入れに伴う技術提供等の効果的な管理についても記載があるため、学内の輸出管理担当のみならず、留学生や研究者の受入れを行う担当者におかれても精読されることが望まれます。

本稿では、大学における留学生等の受入れにおける安全保障貿易管理を確実に実施するために必要な知識について説明します。

¹ <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku.html#ガイダンス（大学・研究機関）>

安全保障貿易管理制度の概要

外為法に基づき、技術の提供や貨物の輸出を行う際には「リスト規制」又は「キャッチオール規制」を確認し、該当する場合には経済産業大臣の許可を得なければなりません。

(1) リスト規制

国際的な枠組みにおいて規制することが合意された武器及び大量破壊兵器等や通常兵器の開発等に用いられるおそれの高い汎用品（軍事用途と民生用途の両方を有するもの）をリスト化し規制の対象としています。当該リストに該当する技術の提供や貨物の輸出を行う場合には、輸出等の仕向地にかかわらず経済産業大臣の許可が必要になります。当該リストは、貨物については輸出貿易管理令の別表第1にて、技術については外国為替令の別表にて規定しており、それらの具体的な仕様（スペック）は貨物等省令²で規定しています。

(2) キャッチオール規制

リスト規制に該当しない場合であっても、提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合等には経済産業大臣の許可が必要になります。食品・木材等を除く全ての技術や貨物が対象であり、対象となる地域は限定されています。キャッチオール規制には、「大量破壊兵器キャッチオール規制」と「通常兵器キャッチオール規制」の二種類があります。

留学生等の受入れ時における管理

留学生等に対し技術の提供を行う際には、上記のとおりリスト規制、キャッチオール規制の観点から確認を行い、必要な場合は経済産業大臣の許可を得なければなりません。しかしながら、留学生等に対する日々の技術提供や留学生等が行う技術提供を常に監視し管理することは現実的ではありません。

このため、日々の技術提供等における外為法違反のリスクを包括的に、かつ未然に防止する観点から、実務上は、留学生（留学候補者、以下同じ）等の受入れ時に安全保障上のリスクを確認し、受入れの可否を判断することが効果的です。この際重要なのは、外為法上の許可が必要なければ安全保障上のリスクがないということではありません。特に国内における技術の提供においては、居住者から非居住者への技術提供が規制対象となりますが、例えば、入学前に6か月以上日本にある日本語学校で日本語を勉強した留学生は居住者と判断され、当該留学生への技術提供の許可申請は不要となります。

² 輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令

す。しかし、在学中や帰国時に当該留学生在外国において提供する目的で規制対象技術情報を持ち出す場合には許可申請が必要となり、当該留学生に対する技術提供も許可の対象となる場合があるほか、居住者である（6か月以上住んでいる）ことをもって安全保障上のリスクがなくなるわけではありません。安全保障上のリスクを総合的に判断した上で大学としての受入れの可否を決定してください。

手続きは、詳細審査を行うかを判断するための事前確認を行い、必要な場合には、詳細審査を実施し、更に必要な場合に経済産業大臣の許可を取得します（図1）。

なお、在学中や卒業時の管理の方法についてはガイダンスを参照してください。

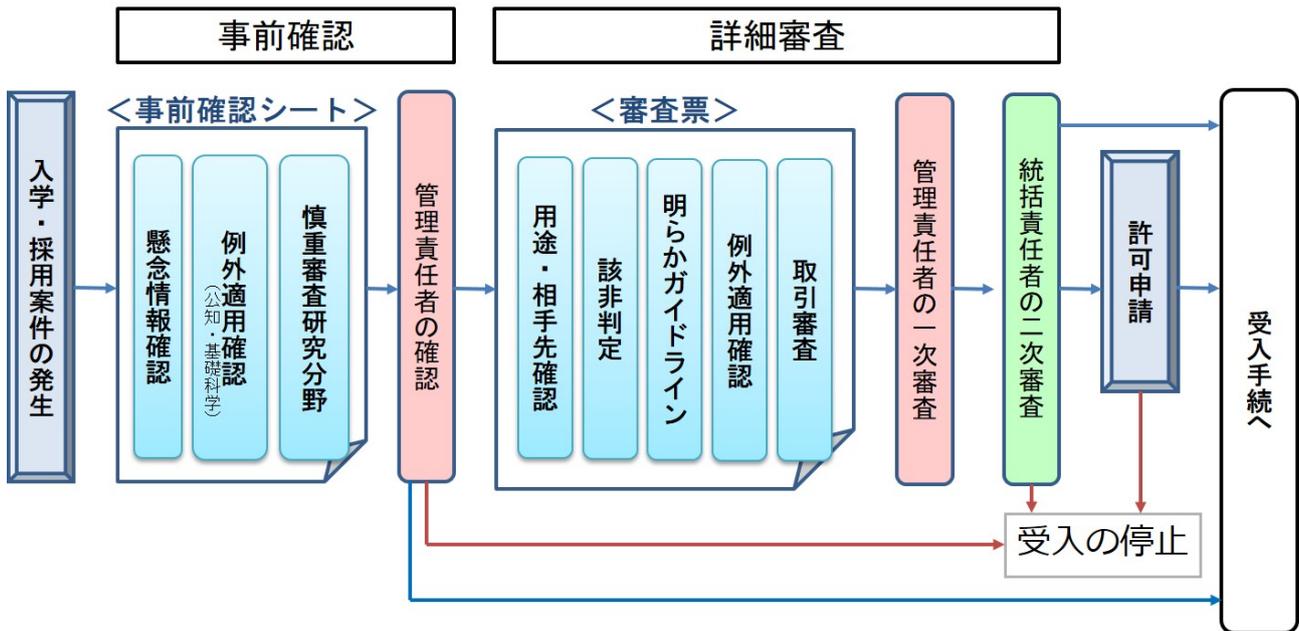


図1：留学生受入れに係る安全保障上の手続フロー

(1) 事前確認

具体的には通常の留学生等の受入れ手続きと並行して安全保障上の手続きを行います。この手続きは原則として全ての留学生に対し実施しますが、全ての留学生に対し詳細な審査を行う必要はありません。そこで、提供技術の規制対象可能性、留学生本人の懸念情報や詳細な確認が必要な事項がないかを判断するために、事前確認の手続きを行うことが有効です。

事前確認は、「事前確認シート」（大学において定めたもの）を用いて詳細審査の必要性を確認します。事前確認シートにおいては、基本情報として、①氏名、②国籍、③出身組織、④区分（博士、修士等）、⑤受入予定期間、⑥学部/学科、研究科/専攻名、⑦受入研究室名、⑧指導教員名、⑨研究内容等（研究分野、研究計画、提供予定技術の概要等）、を記載します。

次に、懸念情報として①出身組織が外国ユーザーリスト³に掲載されているか、②出身国が懸念国（イ

³ <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law05.html#user-list>

ラン、イラク、北朝鮮)又は国連武器禁輸国であるか、③出身組織が大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に関与しているか、④出身組織又は出身国から財政支援を受けているか(特に軍事と関係の強い機関からの資金提供でないか)、⑤留学生が帰国し、軍事関連に就職する予定があるか、⑥過去の研究内容が、兵器等の開発等の疑いがあるか、について確認します。これらのどれかに該当する場合は、詳細審査に進みます。

さらに、技術提供の場合は、経済産業大臣の許可が不要となる例外規定である①公知の技術提供、または、②基礎科学分野の研究活動、に該当するかを確認し、該当するとした場合には、十分な根拠の記載や必要な説明資料の添付を行います。

また、研究内容や提供技術の内容がリスト規制技術に該当し得るかどうかについて確認します。経済産業省が公表する「貨物・技術のマトリクス表」⁴への該当可能性を確認することや学内のリスト規制に該当する可能性の高い学問分野や研究室等を特定し、これへの該当を確認することにより、該当する場合には、詳細審査に進む運用とします。この際、リスト規制への該当可能性ではなく、リスト規制に該当するか否かを明確に判定する該非判定を行うことでも構いません。

「事前確認シート」による確認の結果、詳細審査が不要と教員が判断した場合であっても、輸出管理責任者による確認を受け、組織として判断を行うようにします。

(2) 詳細審査

事前審査において詳細審査が必要とされた受入れ案件については、審査票(大学において定めたもの)を起票し詳細審査を行います。詳細審査においては、必要なチェックシート等を添付し、提供予定技術の該非判定、用途確認、需要者確認等を行います。

該非判定においては、「貨物・技術のマトリクス表」等を用いて、提供予定技術の具体的な仕様とリスト規制の仕様とを比較して該当性を判定します。用途確認及び需要者確認は法令等に基づき、提供される技術の使用目的、所属組織や出身組織が大量破壊兵器等や通常兵器の開発等に用いられないか、現在又は過去にこれらの開発等を行っていないかをチェックシート等を用いて確認します。

詳細審査においては、これらの判定や確認内容の正確性を判定した上で、その内容を踏まえ大学として受入れを行うかどうかを判断します。受入れることとした場合、リスト規制やキャッチオール規制に該当する場合は、例外規定が適用される場合を除き、経済産業大臣の許可を申請します。許可申請の手続きについては、経済産業省の安全保障貿易管理 HP の「申請手続き」のページ⁵を確認してください。

⁴ https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html

⁵ <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/apply01.html>

(3) 例外規定

安全保障貿易管理の観点から特に支障がないと認められるため、経済産業大臣の許可を必要としない技術提供が法令で定められています⁶。大学における研究・受入れ活動と関係の深い技術の提供における例外規定には「公知の技術の提供」（公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引）及び「基礎科学分野の研究活動（において技術を提供する取引）」があります。

公知の技術の提供とは、例えば、市販の教科書を用いた講義、不特定多数の者が入手可能とするための論文発表や学会発表等が該当します。しかし、提供内容が論文に記載されたものであっても、論文に記載のないノウハウや論文の内容を超えた技術提供を行う場合には、その部分については規制対象となりますので注意が必要です。

基礎科学分野の研究活動は、いわゆる基礎研究とは全く異なるため注意が必要です。①自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、②理論的又は実験的方法により行うものであり、③特定の製品の設計又は製造を目的としないもの、であり、①～③に全て該当することが必要となります。

例外規定の適用は教員の判断だけでなく、組織として判断することが必要です。よって、例外規定が適用できると教員が判断した場合には、輸出管理の手続きを不要とすることや事前確認シートの組織としての確認をしなくて良いとする運用を行うことは、ミスの原因となるため推奨されません。特に、基礎科学分野の研究活動については適用が非常に難しいため、事前確認シートにおける基礎科学分野の研究活動の確認欄を設けない運用を行っている大学も多くあります。

大学における安全保障貿易管理向上に向けた経済産業省の支援

平成29年のガイダンスの公表のほか、大学における安全保障貿易管理実務の支援のため、教職員向けeラーニングの公表⁷、パンフレット・リーフレットの英語版データの公開⁸、啓発ポスターの作成⁹を行っております。また、最近では、当省の委託事業によりeラーニング教材「大学等における安全保障輸出管理」がAPRIN eラーニングプログラム（eAPRIN）¹⁰において本年3月末から配信開始されました。さらに、本年5月にはガイダンスの補助資料として、「大学・研究機関における安全保障貿易管理に関するヒヤリハット事例集（第一版）」及び「大学・研究機関のためのモデル安全保障輸出管理規程マニュアル」を公開¹¹しております。これらのツールを活用し、教職員への安全保障貿易管理への

⁶ 貿易関係貿易外取引等に関する省令（貿易外省令）第9条

⁷ <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku.html#e-ラーニング>

⁸ <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku.html#リーフレット>

⁹ 同上

¹⁰ <https://edu.aprin.or.jp/>

¹¹ <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku.html#ガイダンス（大学・研究機関）>

リテラシーの向上や組織の管理体制・審査手続の見直しを推進してください。

また、平成29年度よりアドバイザー派遣事業¹²を実施しております。大学等における安全保障貿易管理の着実な実施や体制構築を支援するために大学における管理の現場経験や知見を持つアドバイザーを派遣しています。平成29年度、30年度合わせて、延べ166大学等に対し、364件の派遣相談（派遣後のメール相談含む）及び個別相談を実施しており、未活用の大学におかれては利用を検討ください。

各地域においては、地域ベースや県ベースで輸出管理担当者ネットワークが構築されており、大学の輸出管理担当者を対象とした情報交換、スキルアップを目指すための近隣大学による取組の共有が図られています。こうした場での講師の派遣や運営の支援等も行っています。

さらには、個別に大学を訪問し、管理状況の聴取を行い、より効率的な運用方法についての意見交換や学内向け勉強会での講師等を行っています。

おわりに

世界的な安全保障環境が厳しさを増すなか、留学生等の受入れ段階での安全保障上の学内審査を行い、教授した技術が軍事利用されることのないよう適切な管理を行うことが大学に求められています。外為法上の規制を遵守することはもちろんですが、外為法は最低限の規制であり、外為法を遵守していれば安全ということではありません。受入れる教員、留学生担当部署、輸出管理担当部署が連携し、大学として実効的な管理を行って頂けるよう宜しくお願いします。

¹² <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku.html#アドバイザー派遣事業>